○山井委員 二十五分間、質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

旅館、ホテル、民泊、バリアフリー、障害者、そして、初鹿議員に続いて、少し食事加算の質問もさせていただ きたいと思います。

まず最初に、先ほど尾辻委員からも話がありましたが、バリアフリーの問題、非常に重要かつ深刻な問題だと 思います。

私も、二十代のころ一年間、京都ボランティア協会の職員をしておりまして、障害者の方々を支えるお仕事を させていただいておりました。京都は観光地ですから、全国から多くの車椅子の観光客が来られまして、その受 け入れということも、京都ボランティア協会の職員の一人として私もさせてもらっておりました。

しかし、先ほど尾辻委員からも指摘がありましたように、最低一部屋あればいいとか、そういうガイドラインの中で、なかなかバリアフリーが進んでいないんですね。例えば、二人、三人のグループで車椅子の方が旅行に来られたら、では別々のホテルに泊まるんですか。

それと、もっと言えば、私たちの親の世代も、やはり目が不自由になる、足腰が不自由になる、車椅子になるということは、これは高齢者になるとふえてくるわけでありまして、親孝行の一つとして、そういう老いた親を旅行に連れていく、そういうことを考えたときにも、単に障害者の方々のみならず、このバリアフリー化というのは非常に重要だというふうに考えております。

配付資料をお配りしておりますが、一ページ目。「宿泊施設にバリアフリー評価制度 観光庁」ということで、厚生労働省の調査も赤線で引いておりますけれども、「七十歳以上の旅行回数を増やすためには、宿泊施設や観光施設でのバリアフリー対応が必須とされる。」

二ページ目。これからのオリンピックやパラリンピックというものへの対応ということを考えても、大型ホテルでも一室あれば基準を満たしたことになり、バリアフリーの部屋は「五十室未満の施設では設置は努力義務にとどまっている。」それと、下に書きましたように、「障害のある人が優先だが、ベッドの高さなどシニア層にも使い勝手がいいと好評だ」、それで、「障害のある人に使いやすい部屋は一般の人にも使いやすい。」こうしたユニバーサルサービスデザインの客室をふやしていくと。

それで、さらに、「車いす用客室 全国調査」というふうな、こういう調査結果も出ております。

そこで、もちろん国土交通省にも絡むことですけれども、やはり高齢者や障害者が旅行しやすい、泊まりやすいという趣旨からすると、厚生労働大臣の役割、責任も非常に重要だと思っております。このような体の弱った高齢者やあるいは障害者に優しい旅館やホテルというものをふやしていくための厚生労働大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 まさに委員御指摘のように、障害のある方が、自立と社会参加を支援していくという意味においても、外に出て、また宿泊することが、宿泊できるところが確保されているというのは非常に大事だというふうに思っておりまして、旅館、ホテルのバリアフリー化を進めることは大変重要だというふうに思っております。

現行について、今お話がありましたバリアフリー法ということで今進めているところでありますし、また、それに向けて、国交省とも協力して制度の周知に努めているところであります。

また、ハード面のみならず、ソフトという意味においては、障害者差別解消法衛生事業者向けガイドラインというのを策定して、そうしたソフト面での対応をお願いし、また、どういうところでそうしたバリアフリーが進んでいるか、情報の提供も非常に重要であります。これは、旅館関係団体のホームページで、設備やサービス等の面でバリアフリー対応を進めている旅館やホテルの紹介をしている、こういう事例もございます。

そうした関係団体とも連携して、バリアフリー化をさらに進めていきたいというふうに思っております。

○山井委員 バリアフリーにするとコストがかかるという部分は確かにあるわけです。しかし、高齢化社会、そして障害者差別解消法、障害者の社会参加ということを考えても、このことは早急に進めていかねばならないと思っております。

この三ページの配付資料にも書きましたように、「五十室以上の宿泊施設には車いす利用者用の客室を「一室以

上」設けることを義務化。」小規模な施設では特に整備が進んでいないと。それで、パラリンピック競泳金メダリストの成田さんも、「国内大会がある時には、部屋が取り合いになることもある。現状では絶対的に少ない」ということをおっしゃっておられます。

さらに、その次のページにありますように、車椅子利用者がグループで観戦する場合では、「その際に複数のホテルに分宿してもらうのは無理がある」というふうな、こういう声も出てきているわけであります。

今、加藤大臣からも御答弁をいただきましたけれども、これを今後、もちろん障害者の方々に優しいということも重要なんですけれども、高齢社会に向かって、やはり高齢者の方々にとっても、旅行をするというのはもう本当に最大の楽しみの一つなんですね。健康づくり、生きがいづくりにもなるわけですし、親孝行にももちろんなるわけでありますしね。

そういう部分から、これをどうすれば、もう一歩、国土交通省と連携して推進していくことができるか、そこの 決意をお聞きできればと思います。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、健康長寿ということを考えても、外に出ていく、そして特にこうした旅行をする、これは大変重要なことなんだというふうに思います。

バリアフリー化の推進について、今、日本政策金融公庫による貸付制度があります。旅館等においてバリアフリー化を進めるための設備投資を行う場合にはより有利な条件で融資が受けられる、こういうことでありますから、こういったこともしっかり周知を図りたいと思いますし、また、今、国交省においては、ホテルまたは旅館のバリアフリー客室の設計標準の見直しについても検討が行われているということでございますので、そういった検討の動向等もよく見きわめながら、国交省と逐次連携をとって対応していきたい、こう思っております。

〇山井委員 私、京都ボランティア協会に一年勤務してやめた後、二年間スウェーデンに留学して福祉の勉強をさせてもらいましたけれども、やはり宿泊施設もスウェーデンは非常にバリアフリー化ですし、駅も会社の中も道路も通路もお店もということで、もちろん単純に比較はできませんけれども、やはり障害者の社会参加の度合いが大きく違うなということを、つくづく私はスウェーデンに二年間生活して感じました。

そこで、今、旅館、ホテル不足ということで民泊がふえております。それで、旅館、ホテルでも、それだけバリアフリー化が進んでいないわけですけれども、当然、民泊は十分に進んでいないんですね。でも、ホテルが満室だ、一般の人だったら、では民泊に泊まろうかとなるわけですけれども、車椅子の方、障害者の方は、ホテルが満杯だ、では民泊に泊まろうか、民泊はバリアフリーじゃない。結局、宿泊あるいは旅行を断念するのかということになるんですね。

そこで、加藤厚生労働大臣に、民泊でのバリアフリー化の推進、障害者や体の不自由な高齢者が利用しやすいような民泊、ここについての御見解をお聞きできればと思います。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○加藤国務大臣 今お話ありましたように、建物の構造でいえば、共同住宅にはバリアフリー化の基準適合というのがあるんですが、この民泊、これが共同住宅の中であれば、その流れに乗るのかもしれませんけれども、そうでないケースも想定されるわけでありますから、必ずしもバリアフリーが求められているわけでもありません。

それから、正直言って、今どういう状況なのかも、我々、まだこの住宅宿泊事業法が施行されていないということもあって、実態を把握していないところでございます。

先ほど申し上げたガイドラインについて、ソフト面からしっかり周知をしていくということが一つ。それからまた、さまざまな、障害者差別解消法の趣旨についても、いろいろな機会に、そうした民泊等を行う人たちに対しても広報また啓発をしていく必要があるというふうに思っております。

また、加えて、どういうところにおいてバリアフリーのそうした施設があるのか、あるいは民泊があるのか、こういった情報も重要だというふうに思っておりますので、これは観光庁とも連携をして、住宅宿泊仲介業者、ここが非常にネットでいろいろな情報をやりとりしていますから、そういった情報の中に、こうしたバリアフリーに関する情報の掲載をしてもらう、そういった働きかけもしていきたいと思います。

○山井委員 先日、私、デイサービスセンターや、あるいはホームヘルプを受けられているお年寄りの家を訪問させていただいて話を聞いて、今どうしてホームヘルパーを利用されているんですか、どうしてデイサービスを

利用しているんですかと言ったら、いや、実は転倒しまして骨折しました、段差で蹴つまずきました、階段で転びました。やはり、もう七十、八十でそういう転倒、骨折ということになると、なかなか完全に治らなくて、その後ずっと車椅子になったりつえになったり、そういうふうなことで歩行困難になるケースというのが非常に多いわけなんですね。

そういう意味では、本当に非常に重要なことですので、民泊、旅館、ホテルでのバリアフリー化、ぜひともこれから進めていかねばというふうに思います。

また時間があれば後ほど、民泊、旅館の話に戻りたいと思いますが、先ほど初鹿議員も質問されましたが、障害者の食事加算、先週金曜日、加藤大臣に質問をさせていただきました。月に約六千円自己負担がアップしかねない、そして全国で約二十六万人の低所得の障害者の自己負担が上がる、あるいは給食が食べられなくなりかねない。これは、単なる報酬の問題じゃなくて、工賃が五千円とか一万円、一カ月の給料がですね、その方から自己負担が六千円アップするというのは、これはもう到底受け入れられない話だと思います。そのことについて、加藤大臣、先週金曜日、現在検討中であるということで、関係者の意見を聞いて判断するということをおっしゃっていました。

そして、今週月曜日、朝からその検討会があったので、私はまだ検討中なんだろうなと思って一応傍聴に行かせていただきました。そうしたら、びっくりしたんですけれども、関係者団体のヒアリングにおける主な意見、このいろいろなヒアリングの中で唯一、この食事加算の廃止だけはやめてくれということを、ほぼ全ての団体が言っているんですね。にもかかわらず、何とその場で、食事提供加算の取り扱い、障害児者、子供も一万数千人いるんですよ、二十六万人の中に。障害児者ともに経過措置について、延長しない方向で検討してはどうか、つまり廃止が提案されたんですよ。私はもう、はっきり言ってびっくり仰天しました。

実際、その場所におられたアドバイザー、専門委員の方々からも反対論続出。それはハレーションがあるでしょう、合意が得られないのではないか、各団体の反対が強い、所得保障がこの十年確保されていないですよ、理解を得るのは難しいんじゃないですか、経過措置だから廃止というのはだめです、障害者の自己負担が大幅にふえかねない、まずは実態調査してからでしょうという反対論も続出したんです。

それで、昨日も、障害者の方また保護者の方から直接話を聞かせていただきまして、もうおいしい給食を食べられなくなるんじゃないか、やめてほしい、急過ぎる、何でこんな私たちを苦しめるのという、本当に切実な声をきのうも聞かせていただきました。

そこで、配付資料なんですが、六ページ、そんな中で、京都の宇治市でも、こういう記事が、洛南タイムス、城南新報という地元新聞に出ております。赤線で引かせていただきましたけれども、障害者の通所施設の保護者の方々が四十人集まって、市と懇談会をされたんですね。そこで、「働いても食費で"赤字"か」と。つまり、この地域では、一カ月働いて工賃が大体六千円とか八千円ぐらいなんですね。ところが、食事加算を廃止すると自己負担が一万四千円になるんですよ。ということは、人間というのは普通働きに行ったら給料をもらえるんですよね。違うんですよ。一カ月働きに行ったら何千円か払えと。

それで、この洛南タイムスによりますと、利用者らは月々の収入を超える食費を支払わねばならないと。ある施設は年間八百万円予算が減ることになる、負担増になる。八百万円ですよ。週末バザーをやって、百円、二百円のものを売りながらやっているところに、八百万円の負担増。東京の施設は利用者の収入が高いと聞くが、こちらは一カ月の工賃が六、七千円ほど。地方のことを考えてもらわねば、弱い者いじめ、憤りを感じる、こんな声が続出したと。

さらに、城南新報によると、「工賃を上回る食費危機」「寝耳に水」。それで、ある作業所は八百万円負担がふえる、ある通所施設は三百万円負担増、あるいは障害者本人の負担増になると。最悪のケースでは施設閉鎖の事態も想定されかねない。これはもう大変なことになっているんですよ。「親亡き後のことを考え、子供の通帳を作っている。今は食費が低いので、少しずつ貯まっているが、自己負担となれば貯金が減っていく。親亡き後が心配」「とにかく加算を切ってもらったら困る」、昼食がおにぎりになる、廃止は困るという声が続出をしたわけであります。

このような声を踏まえて、私、最初に言っておきますが、これは別に与野党対決する話でもないし、与党の議員

の方々も障害者福祉には非常に熱心だということを私は思っていますし、この厚生労働委員会でも、障害者福祉 は、与野党を超えて本当にみんなで障害者を応援してきたんです。そういう趣旨からも、ぜひこの廃止というこ とを断念していただきたいと思うんですが、加藤大臣、いかがでしょうか。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 御指摘の記事も事前にいただいておりましたので、読ませていただきました。そうした、まさに利用者あるいは御家族、あるいは施設を運営しておられる方々の声もあるということは、しっかりと受けとめたいと思います。

ただ、前回も申し上げましたけれども、これについては従来から経緯があり、社会保障審議会の障害者部会の報告書でも、これはあくまでも時限的なものであるということ、そして、平成二十二年度から障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料になっていること、それから、ほかの制度、例えば介護の場合どうなっているか、こういったバランスや公平性を踏まえて検討すべきである、こういうふうにされていたわけでありまして、そういった中で、今回、今お話があった形で考え方を示させていただいたところであります。

ただ、これに関しても、二十七日の検討チームでアドバイザーからも、サービスごとに負担に違いがあるので公平性の問題から見直すべき、一律廃止が筋という意見がある一方で、また、食事の栄養面に配慮する支援などの調査研究を行った上で改めて方向性を検討すべきではないかという慎重な意見もいろいろいただいたというのは、御指摘のとおりであります。

そうした意見、また関係者のこれまでもお聞きした意見もございます。これらを踏まえて引き続き検討してい きたい、こういうふうに思っております。

〇山井委員 きょうは本当に時間もありませんので、余り議論できないんですけれども、これは切実です。単なる報酬の話じゃなくて、一カ月の給料が六千円とか八千円の人の自己負担が六千円アップする、これはもうもたないですよ。

大臣、申しわけないけれども、介護保険との公平性とかバランスとか、バランスとか公平と言い出したら、障害者の方々を応援するということは、誰も不公平なんて国民は文句を言わないと思うんです。

それで、この城南新報にもこう書いてあるんです。この保護者の方々や施設の方々が、年内に国や国会に、廃止 は困るという意見を集約して、国会、厚生労働省に届けるということをおっしゃっているんですね。

これはちょっとお願いなんですけれども、ぜひとも一回、大臣、お目にかかっていただいて、このことをやったらどういうことが起こり得るのか、本当にこれは深刻な問題なので、ぜひ大臣、お目にかかって聞いていただけませんか。もちろん大臣が忙しいのはわかっていますから、どうしても無理でしたら、もちろん副大臣、政務官ということもあろうでしょうけれども、やはりこれは本当に、二十六万人の障害者や御家族の命と健康と人生がかかっていますので、会って話を聞いていただけませんでしょうか。

○加藤国務大臣 この障害者の報酬の話も含めて、関係者の方からしっかりとお話を聞いて対応する、こういう 姿勢でこれまでも取り組んでまいっておりますし、今後ともそういう姿勢で取り組ませていただきたいというふうに思います。

具体な話は、またそのときにお話をいただければ調整させていただきたいと思います。

○山井委員 十二月に来られますので、今、調整いただけたらということなので、ぜひ、大臣に会っていただければと思っております。

それで、申し上げにくいんですけれども、なぜ私はここまで必死かというと、七ページを見ていただけますか。 十年前から議員をされている方は覚えておられるかと思いますが、本当に、障害者自立支援法に関しては、与野 党を超えて、泣いたんですよ、みんな。保護者の方が泣き、職員の方が泣き、私もこんな質問をしたくないけれど も、実際、この七ページにあるように、滋賀県では、四十三歳のお父さんが、障害のある二人の娘さんを連れて、 親子心中も起こったんですよ。福岡でも、自立支援法に関連して、お母さんが、知的障害のある娘さんを、包丁で 刺して、包丁じゃないや、ここにも書いてありますけれども、とにかく親子心中を図った、そんなことすら起こっ ちゃったんですよ。

何を申し上げたいかというと、単なる報酬の問題じゃなくて、自己負担がふえるかもしれないとなると、みん

な、もう本当に前途を悲観して大変なことになるんです。残念ながら、私の親しかった施設の職員さんも、この自立支援法のことで疲労こんぱいして亡くなられました。私の知り合いも数家族、自立支援法で自己負担がふえるんじゃないかということで離婚をされました。本当にこれだけは政治が、党派を超えて最も守らねばならないのは、やはり障害者の方々なんです。

それで、加藤大臣にお聞きしたいんですけれども、最後のページにありますが、結局、これをやれば何万人の人に影響が出て、月一人幾ら、年一人幾ら、それで国費が幾ら節約できるんですか。八ページにもありますが。

○加藤国務大臣 今現在、食事提供体制加算に要する費用は、月額約十六億ですから、年額にすると約百九十二億円となっています。これは、国負担が二分の一、都道府県、市町村がそれぞれ四分の一ということでありますから、機械的に計算すれば、国が九十六億、都道府県、市町村がそれぞれ四十八億円ということになります。

また、利用者の方は、これはちょっと推計でしか出せないんですけれども、対象になっているサービスの利用者は約三十八万人おられます。このうち、この加算によって軽減されている方は約二十六万人ということになるんだろうと思います。

○山井委員 九十六億円ですよ。確かに予算がかかるのはわかるけれども、これは政治の本質にかかわる問題なんです。申しわけありませんが、何としても、これはやめてください。半額だけカットさせてもらうとか、経過措置をつくるからやらせてくれ、これも絶対だめですよ。なぜならば、安倍総理も、一億総活躍、障害者の方々が活躍しやすい社会をつくるといって、自己負担増はやはりだめだと思うんです。

言いたくありませんけれども、もしこんなことを強行されるんでしたら、来年の通常国会、予算委員会で、加藤大臣ではなく、安倍総理に徹底的にこのことは追及させてもらって、撤回するために闘いますし、私たちは、食事加算の復活法案も議員立法でつくって国会に提出して、これを大問題にします。なぜならば、これは本質なんです。何のために政治があるのか、何のために厚生労働委員会があるのか。政党は関係ないと思います。ぜひとも、与党の方とも協力して、ここだけは障害者の方を守りましょうよ。九十六億円だったら、ほかで捻出できると思います。

それで、最後になりますが、委員長にお願いしたいと思います。

この問題、食事提供加算、年末までにはもう決まっちゃうわけです、法律じゃありませんから。ぜひとも、集中 審議をこの厚生労働委員会で、食事提供加算の問題についてやっていただきたい。そして、先ほど初鹿議員から も話がありましたが、どういう影響が出るのか。

それで、委員長にお願いしたいんですけれども、この審議会の中で、各団体が提供加算の廃止は困るということを、これだけの団体がノーと言っているんです。この資料を、障害者の各団体の、どういう見解を出したのかという資料を、次の理事会に提出をしていただければと思います。

集中審議をお願いいたします。

- ○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。
- ○山井委員 これで終わらせていただきますが、ぜひとも加藤大臣、面会をお願いしたいと思いますし、調査なくして改正なし。実際、障害者一級の年金は、この十年間で八万二千五百円から八万一千二百円に、千三百円下がっているんです、十年間で。障害二級は、六万六千円から六万四千九百円、千百円下がっているんです。消費者の食事の物価は上がっているんです。ぜひとも、党派を超えて、この食事加算の廃止というものを阻止していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。